

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建築工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
本業務は、電子契約システム対象案件である。

令和8年2月2日

分任支出負担行為担当官
北陸地方整備局 新潟港湾空港技術調査事務所長 千葉 明裕

1. 業務概要

(1) 業務名 港湾施設の設計等に関する技術支援業務

(2) 業務内容

本業務は、北陸地方整備局で実施する港湾施設の設計等に関する技術的課題に対し、技術的検討及び支援を行うものである。また、本業務への検討結果について、課題に精通した有識者等による検討会を設置し、その運営や審議結果を踏まえた検討結果への反映及びとりまとめを行うものである。

(3) 履行期限 令和9年2月26日

(4) 本業務は提出書類、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

(6) 本業務は、令和7年4月1日時点で満40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。

(7) 本業務は、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する業務である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、北陸地方整備局港湾空港部ホームページ(<http://www.pa.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/kekka/koujisekkeisyo/>)により公表する。

(8) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて」の試行業務である。

なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

(9) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業を評価する業務である。

2. 参加資格

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

技術提案書を提出しようとする者は、1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- ①予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②北陸地方整備局（港湾空港関係）における令和7・8年度「建設コンサルタント等」に係る一般競争（指名競争）参加資格のA等級の決定を受けていること。

なお、当該資格の決定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書提出時において、当該資格の決定を受けていなければならぬ。

③参加表明書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に、北陸地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 設計共同体

1) に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和8年2月2日付け新潟港湾空港技術調査事務所長）に示すところにより、北陸地方整備局副局長から港湾施設の設計等に関する技術支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下、「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けているものであること。

(2) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の同種又は類似の業務実績、業務成績、業務表彰
- (2) 配置予定管理技術者の資格、経歴、同種又は類似の業務実績、業務成績、技術者表彰
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の資格、経歴、同種又は類似の業務実績、業務成績、技術者表彰
- (2) 業務内容の理解度、実施手順の妥当性等
- (3) 特定テーマの的確性、実現性等

5. 手続等

(1) 担当部局

〒951-8011 新潟県新潟市中央区入船町4-3778

北陸地方整備局 新潟港湾空港技術調査事務所 総務課 品質管理係

電話 025-222-6115 E-mail : pa.hrr-gichounyusatu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、「港湾空港関連入札・契約情報(P A S)」からダウンロードすることにより交付する。

H P アドレス : <https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

交付期間：表－1のとおり。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：表－1のとおり。

提出場所：紙入札方式による場合は上記（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参、郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）に限る。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び方法

提出期限：表－1のとおり。

提出場所：紙入札方式による場合は上記（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参、郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）に限る。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金　免除。

(3) 契約書作成の要否　要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口　5.（1）に同じ。

(6) 技術提案書に関するヒアリングを行う。

(7) 本業務に係る落札の決定及び契約締約は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(8) 詳細は説明書による。

表－1

説明書の交付期間	令和8年2月2日（月）から令和8年3月9日（月）まで
参加表明書の提出期限	令和8年2月3日（火）から令和8年2月11日（水）までの 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から16時00分、 並びに令和8年2月12日（木）9時00分から12時00分まで
技術提案書の提出期限	令和8年2月23日（月）から令和8年3月9日（月）までの 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から16時00分、 並びに令和8年3月10日（火）9時00分から12時00分まで

競争参加者の資格に関する公示

港湾施設の設計等に関する技術支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和8年2月2日

北陸地方整備局 新潟港湾空港技術調査事務所長 千葉 明裕

1. 業務概要

(1) 業務名 港湾施設の設計等に関する技術支援業務

(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・港湾施設の利用可否判断に資する技術的検討
- ・能登半島地震で被災した港湾施設に関する技術的検討
- ・検討会の設置・運営

(3) 履行期限 令和9年2月26日

2. 申請の時期

令和8年2月3日から令和8年2月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、令和8年2月13日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、隨時、申請を受け付けるが、技術提案書提出時において設計共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3. 申請の方法

(1) 担当部局

〒951-8011 新潟県新潟市中央区入船町4-3778

北陸地方整備局 新潟港湾空港技術調査事務所 総務課 品質管理係

電話 025-222-6115 E-mail : pa.hrr-gichounyusatu@mlit.go.jp

(2) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント等）」（以下「申請書」という。）は、「港湾空港関連入札・契約情報（P A S）」からダウンロードすることにより交付する。

1) H P アドレス : <https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

2) 交付期間： 令和8年2月2日から令和8年3月9日まで

ただし、書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を（1）の担当部局へ申し込みを行った上で、上記2) の期間交付する。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に港湾施設の設計等に関する技術支援業務設計共同体協定書（4(4) の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限

る。) により提出すること。提出場所は(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4. 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体として資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(令和7年10月1日付け)により設計共同体としての資格があると決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②北陸地方整備局(港湾空港関係)における令和7・8年度「建設コンサルタント等」に係る一般競争(指名競争)参加資格のA等級の決定を受けていること。

③北陸地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。

④令和7年10月1日付け公示4(測量・調査及び建設コンサルタント等業務)の①から⑤に該当しないものであること。

(2) 業務形態

①構成員の分担業務が、業務の内容により、港湾施設の設計等に関する技術支援業務設計共同体協定書において明らかであること。

②一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が港湾施設の設計等に関する技術支援業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱について」(平成11年1月25日付け官会第93号)の別紙1に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5. 一般競争(指名競争)参加資格のAの等級に格付けされていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1) ②の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も、2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、決定通知を受けていない構成員が4(1)②の決定を受けることが必要である。また、この場合において、設計共同体が当該業務に係る技術提案書提出時においてA等級に決定されていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。

6. 資格審査結果の通知

「競争参加資格決定通知」により通知する。

7. 資格の有効期間

6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了するまでとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8. その他

- (1) 設計共同体の名称は、「港湾施設の設計等に関する技術支援業務〇〇・△△設計共同体」とする。(〇〇・△△は会社名等)
- (2) 当該業務に係る発注手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建築工事を除く））」（令和8年2月2日付け分任支出負担行為担当官 北陸地方整備局 新潟港湾空港技術調査事務所長 千葉 明裕）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されなければならない。